

# 旭川市林野火災予消防対策協議会設置要綱

(組織)

第1条 旭川市内の林野火災予消防対策を推進するため旭川市林野火災予消防対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は次により構成される。

(1) 構成機関

上川中部森林管理署，旭川地方気象台，上川総合振興局，上川総合振興局南部森林室，旭川中央警察署，旭川東警察署，旭川市森林組合，旭川林産協同組合，旭川地方森林整備事業協同組合，森林巡視指導員，各森林愛護組合，旭川市消防本部，旭川市消防団，旭川市，旭川市教育委員会

(2) 事務局

旭川市農政部農林整備課に置く。

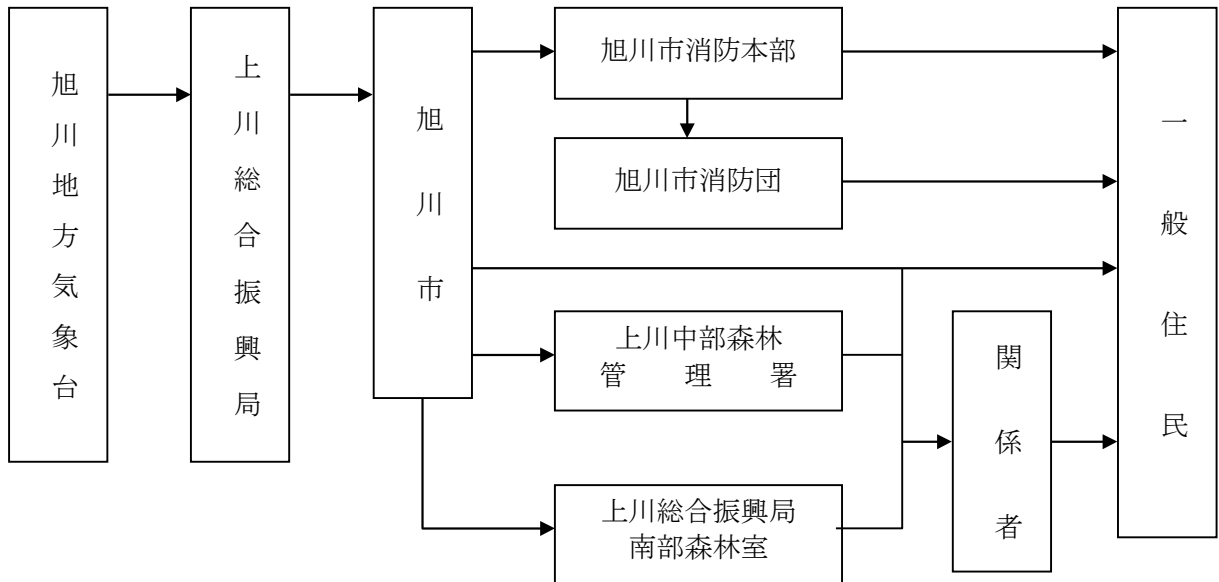
(協議)

第2条 市長は構成機関相互の連絡，情報交換，計画の実施及び指導等予消防対策の円滑な実施を図るため必要な協議を行うものとする。

(気象情報対策)

第3条 林野火災の発生は，気象条件が極めて大きな要因であるため，次により気象情報の連絡体制を確立し，気象予報の的確な把握に努めて，林野火災の予防に万全を期するものとする。

2 気象情報の伝達系統は次のとおりとする。



(予防対策)

第4条 林野火災予防対策は次のとおりとする。

(1) 発生原因別対策

林野火災発生の原因は人為的なものが多く、構成機関は次により原因別に対策を講ずるものとする。

ア 一般入林者対策

(ア) ハイキング、山菜取り、森林浴等で入林しようとするときは必ず入林の許可・届出等が必要であることを指導する。

(イ) 入林者のタバコ・たき火についての注意意識の啓発を図る。

(ウ) 危険時（林野火災気象警報が伝達される時）には入林の制限を実施する。

(エ) 巡視及び監視等による林野火災予消防対策の強化を図る。

イ 火入れ対策

林野火災危険期間（4月、5月、6月、以下「危険期間」という。）中での火入れは極力避けるようにし、危険期間以外の時期に行うよう指導するとともに「旭川市火入れに関する条例」の遵守徹底を図る。

ウ 林内事業者対策

林内において事業を営むものは、次の体制をとるものとする。

(ア) 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内を巡視するものとする。

(イ) 事業箇所に火気責任者の指定する喫煙場所のほか必要に応じてたき火、ごみ焼箇所を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。

(ウ) 林業機械の整備点検の励行を実施し万全を図るものとする。

(2) 森林所有者対策

森林所有者は、自己所有者の林野から失火のないように次の事項を実施するものとする。

ア 一般住民に対する広報活動

イ 巡視員の配置

ウ 無許可入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

(消防対策)

第5条 林野火災消防の目的は火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので、消防対策の万全を期する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(旭川市農政部農林整備課森林振興係)